

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年4月）

箇所	頁数	訂正前	訂正後(訂正箇所:赤字の部分)
(まえがき) 7.その他 (2) 情報化施工	P2	10,000m ³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。	10,000m ³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」の規定によるものとする。
(まえがき) 7.その他 (3) 3次元データによる出来形管理	P2	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。